

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 10 月 3 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 10 月 3 日 (火) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	欠	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	欠	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 6 番 橋本 修二 委員 8 番 木下 大学 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 7 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	20 件
第 4 号議案	吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件
第 2 号報告	農地転用許可不要届	1 件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成29年10月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。いよいよ稲刈りのシーズンに入って参りましたが、雨が続いて困っておられると思いますが、来週からは晴天が続く予報となっております。それでは、よろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中9名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は8名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。  
6番 橋本 修二 委員、8番 木下 大学 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	3件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成29年度 第7号農用地利用集積計画(案)の決定案件	20件
第4号議案	吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則	1件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	3件
第2号報告	農地転用許可不要届	1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入ります。農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明を求めます。

- **事務局長** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 3-1 を朗読。

所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、2ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、3ページに位置図、4ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 今後も、米・麦・大豆の耕作をされる計画ですので、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。
- **事務局長** 5ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外（平成29年9月21日告示）であり、ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が、住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第2種農地と判断されます。  
転用目的である条件付き分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
申請地の位置等につきましては、6ページに位置図、7ページに字図の写し、8・9ページに土地利用計画図、10ページに造成計画断面図、11・12ページに構造図、13・15・17ページに家屋の平面図、14・16・18ページに立面図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員の〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 事前に説明も受けており、着工前には地元説明会を開催していただける予定ですので、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** 開発道路が東側まで続いておりますが、東側の農道と接続する計画ですか。
- **譲受人** 接続する計画ではありません。

- **議長** 他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
  
- **議長** 続きまして、整理番号 5-2 について説明を求めます。
  
- **事務局長** 19 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的であるリサイクルプラント建設の候補地選定に結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。  
  
申請地の位置等につきましては、21 ページに位置図、22 ページに字図の写し、23 ページに土地利用計画図、24 ページに堆肥攪拌施設の構造図、25 ページに横断図を添付しております。説明は以上です。
  
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。私の担当地区になりますが、7 月に地元説明会も開催されましたが、問題になったのが臭いについてですが、専門家の方が同席して説明を受けましたが、臭いは外には出ないということで、地元としては問題ないと判断しました。
  
- ○○**最適化推進委員** 隣接する○○地区になぜ説明しないのか。
  
- **借受人** 高速道路の南側も○○地区のため、1 地区のみで説明会を実施した。
  
- ○○**最適化推進委員** 臭いはしないと言われるが、今の施設ではしている。
  
- **借受人** 今回建設する施設の類似施設を地区の役員にも視察していただき、今回整備する施設については問題ないと判断していただいている。また、今回の進出につきましては、地区と協定書を交わす予定で、臭いやハエ等の問題が生じた場合は撤退することになっている。
  
- **議長** 他に質疑のある方はお願い致します。
  
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

ます。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、整理番号 5-3 について説明を求めます。

○ **事務局長** 26 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-3 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、27 ページに位置図、28 ページに字図の写し、29 ページに土地利用計画図、30 ページに家屋の平面図、31 ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。

○ **〇〇番（〇〇委員）** 計画内容も聞いております。特に問題ないと思います。

○ **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

○ **事務局長** 32 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 5 件、再設定が 11 件の計 16 件で、内、期間借地 4 件となっております。田が 44 筆 112,312 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 987 m<sup>2</sup>、合計で 45 筆 113,299 m<sup>2</sup>となっております。

次に 33 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,427,457.37 m<sup>2</sup>、今回解約面積 100,076 m<sup>2</sup>、今回計画といたしまして

113,299 m<sup>2</sup>、現在の合計 4,440,680.37 m<sup>2</sup>となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

○ **事務局長** 34 ページをごらんください。

第 4 号議案 吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。34～35 ページについて、提案理由及び改正点を説明。36～37 ページに新旧対照表を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。

○ **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。原案どおり、規則の改正を行いたいと思えます。

○ **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。

○ **事務局長** 38 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1・2・3 を朗読。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 2 号報告 農地転用許可不要届について説明をお願いします。

○ **事務局長** 41 ページをお願いします。

第 2 号報告 農地転用許可不要届－1 を朗読。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。許可不要届けの報告となっております。
  
- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。  
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 05 分